

(2) 施策小目標2「保険者の適用・徴収・給付事務を適切かつ効率的なものとする」との関係

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)		2及び3について毎年度において前年度以上とすること				
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	各医療保険制度における保険料(税)の収納率					
	健康保険組合	99.9%	99.9%	99.9%	99.89%	集計中
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	99.98%	-
	市町村国保	90.2%	90.4%	90.5%	88.4%	集計中
	達成率	100.1%	100.2%	100.1%	97.7%	-
	国保組合	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	集計中
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-
	後期高齢者広域連合	-	-	-	98.75%	集計中
	達成率	-	-	-	-	-
	全国健康保険協会	97.9%	98.0%	97.8%	97.2%	集計中
達成率	100.3%	100.1%	99.8%	99.4%	-	
3	各医療保険制度における医療費通知実施保険者数の割合					
	健康保険組合	94.5%	94.8%	96.0%	集計中	集計中
	達成率	107.0%	100.3%	101.3%	-	-
	市町村国保	98.7%	98.0%	97.8%	97.6%	集計中
	達成率	99.6%	99.3%	99.8%	99.8%	-
	国保組合	88.0%	89.1%	89.7%	90.9%	集計中
	達成率	103.7%	101.3%	100.7%	101.3%	-
	後期高齢者広域連合	-	-	-	87.2%	91.5%
	達成率	-	-	-	-	104.9%
	全国健康保険協会	100%	100%	100%	100%	集計中
達成率	100%	100%	100%	100%	-	
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標2について <p>健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成20年度の数値は決算見込値であり、平成22年9月頃確定値を公表予定である。また、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃公表予定である。</p> <p>【参考】健康保険組合連合会ホームページ</p>						

<http://www.kenporen.com/press/main.php>

- 市町村国保・国保組合については、国民健康保険事業年報による。平成21年度の数值については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定である。なお、平成20年度における市町村国保の収納率は88.35%、国保組合の収納率は99.93%である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001036904>

後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成21年度の数值については、平成23年2月頃に速報値、平成23年5月頃に確定値を公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyounenpou>

- 全国健康保険協会については、
 - 平成19年度以前は、旧政管時代の数值であり
 - 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の数值であり
 - 平成21年度の数值は、現在集計中です。（指標3において同じ。）
- 指標3について

健保組合については、保険局保険課調べによるが、実施保険者数割合の分母は調査に回答した組合数としている。また、平成21年度の数值は現在集計中であり、平成22年12月に集計終了予定である。
- 市町村国保・国保組合については、「平成20年度における国民健康保険事業実施状況報告」によるが、平成21年度の数值は現在集計中であり、平成23年1月頃に集計終了予定である。
- 後期高齢者医療広域連合の平成21年度の数值については、高齢者医療課調べによる。

監視指標の概要

国民健康保険の安定的な運営を図る上で、重要な意義を持つ保険料収納率向上を促すために、国が保険者に対して以下の事業を実施。

- 市町村国保の、前年度または当年度の保険料（税）の収納率が一定以下の場合に普通調整交付金を減額するとともに、翌年度において保険料（税）の収納率が一定以上向上した場合に、特別調整交付金を交付。

評価と今後の方向性

- 健康保険組合について

指標2のとおり、健康保険組合の保険料の収納率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が実施されていると評価できます。また、指標3のとおり、医療費通知については、実施組合の割合が年々増加しており、高水準を維持していると評価できます。
- 国民健康保険について

指標2のとおり、市町村国民健康保険の保険料収納率は平成17年度から平成19年度までは上昇傾向にあったが、平成20年度に収納率が低下しています。これは、主に、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入され、収納率の高い75歳以上の高齢者が市町村国保から後期高齢者医療制度へ移行したためであるが、これに加え、景気悪化の影響などもあると考えられます。

国民健康保険制度は、被保険者全体の相互扶助で成り立っており、その財源となる保険料の収納を確保することは制度を維持していく上で極めて重要です。

このため、市町村国保の保険料収納努力を促す観点から、保険料収納が目標として定められた一定の率を下回る場合には、国から市町村国保に交付される普通調整交付金について、その達成状況に応じ、5%から20%の範囲で減額する措置が講じられています。

平成22年度の法改正より、都道府県の権限と責任を強化し、市町村国保の広域化を図る観点から、都道府県が広域化等支援方針を策定できることとなったが、その策定を通じ、保険料の収納確保策についても、これまで国が担ってきた役割の一部を、今後は都道府県にも担っていただきたいとの考えから、広域化等支援方針において、一定の規定を定める場合には、その都道府県内の市町村については、国の普通調整交付金の減額措置を適用しないこととしたところです。

一方、国保組合の保険料収納率は、高水準を維持していると評価できます。

また、指標3の医療費通知については、市町村国民健康保険、国保組合ともに、引き続き実施を促していく必要があります。

- ・ 後期高齢者医療制度について

指標2のとおり、後期高齢者医療制度の保険料収納率は比較的高い水準にあると評価できるが、今後とも収納率向上に向けた取組を行っていく必要があります。

また、指標3のとおり、平成21年度の医療費通知実施保険者数の割合については、平成20年度と比べて高くなっているが、未実施の後期高齢者医療広域連合に対して、引き続き、実施を促していく必要があります。

- ・ 全国健康保険協会について

指標2のとおり、保険料の収納率は、経済状況の落込み等によりH18以降低下傾向にある。平成22年度には保険料率を全国平均で従来の8.2%から9.34%まで、過去最大規模の引き上げを行ったところである中で、保険料を納めている被保険者等の負担を考えれば、保険料の収納率の下落が保険料率の更なる増要因となることを十分認識し、保険料の徴収事務を行う日本年金機構への働きかけなど保険料の収納のための取組を強化していくことが必要です。

(3) 施策小目標3「審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること」
関係

(指標・目標値)

指標と目標値(達成水準/達成時期)		4については、毎年度において前年度以下とし、H23には、 医科・歯科分106円程度、調剤分49円程度とすること 5については、毎年度において前年度以上とすること					
アウトプット指標							
		H17	H18	H19	H20	H21	
4	社会保険診療報酬支払基金に おける審査支払手数料 (単位：円)						
	医科・歯科分	114.20	114.20	114.20	114.20	114.20	
	電子媒体請求促進分	-	-	113.20	112.20	110.20	
	オンライン請求促進分	-	-	-	112.00	108.50	
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
	調剤分	57.20	57.20	57.20	57.20	57.20	
5	レセプトの電子化率(注)	14.6%	21.8%	45.6%	58.7%	75.6%	
	達成率	-	149.3%	209.2%	128.7%	128.8%	
	【調査名・資料出所、備考等】						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標4は社会保険診療報酬支払基金による。 ・ 指標5は、社会保険診療報酬支払基金調べによるものであり、社会保険診療報酬支払基金において扱うすべてのレセプトのうち、電子請求(オンライン請求を含む)したものの割合である。 						
	<p>また、平成18年4月にレセプトのオンライン請求を原則化したが、平成21年11月に、オンライン請求又は電子請求を原則とするとともに、「手書請求をしている」、「高齢」などが理由である場合に例外措置を設けたところ。</p>						
	<p>(注)平成17年度、平成18年度は医科レセプトのみの数値である。</p> <p>平成19年度以降は、医科、歯科、調剤レセプトの合計の数値である。</p> <p>平成21年度の内訳は、医科78.6%(医科病院97.4%、医科診療所71.6%)、歯科3.0%、調剤99.9%となっている。</p>						

(申請事業等の概要)

- 支払基金における審査支払手数料について

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月閣議決定）を受けて、平成19年12月に「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」（以下「業務効率化計画」という。）を策定、これに基づき、平成20年3月に「手数料適正化の見通し」を策定し、平成23年度における審査支払手数料の水準を設定。また、レセプトの電子化を促進していくため、平成19年度から「電子媒体請求促進分」「オンライン請求促進分」の単価を設定しています。

- その他のレセプト電子化の促進方策について

- I 診療報酬情報提供サービス

保険医療機関、保険薬局が電子レセプトで診療報酬を請求するためには、医療費改定、薬価改定等に迅速に対応する必要があり、改定内容について電子媒体等でのタイムリーな情報の提供が求められています。

そのため、各種制度改正情報や診療報酬点数表などの情報の提供を行うとともに電子レセプト作成のためのマスター情報の提供をホームページで行うものです。

- II 医療施設等設備整備費（レセプトコンピュータ購入費用等）補助事業について

平成21年度補正予算により、保険医療機関や保険薬局において電子レセプトを作成するために準備する設備整備等に係る費用に対し補助を行いました。

(評価と今後の方向性)

- 支払基金における審査支払手数料について

「業務効率化計画」及び「手数料適正化の見通し」に基づき、審査支払手数料を段階的に引き下げ、平成22年度において、計画で見込んだ平成23年度の水準を1年前倒して達成。また、22年度前半を目途に、平成23～27年度を対象期間とする「サービスの向上と業務効率化のための新たな計画」を策定する方針。

なお、審査支払機関のあり方については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」を平成22年4月から公開で開催（実績4回）。審査支払業務の質の向上、効率化の推進等により、国民の信頼に応えることができる審査支払機関の実現を図るため、今後のあるべき姿について議論している。この中で、社会保険診療報酬支払基金に係る組織の見直しや国保連合会との競争の促進、審査支払業務の効率化、民間参入の促進について検討することとしている。

- レセプト電子化の促進について

指標を見れば、レセプトの電子化は全体のレセプトの3/4以上に達しており、全体としては着実に進んでいるものと考えられ、引き続き、主として、以下により推進していきます。

- I 平成22年度の診療報酬改定において、レセプト電子化請求を行い、明細書を患者に無料で発行する診療所に対し再診料の加算を創設したこと
- II 電子レセプトを提出する医療機関に対する診療報酬の支払を平成23年度から早期化することを検討すること

6. 施策の随時の見直し — 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち平成21年度以降に実施した主なものは以下のとおりです。

年月	件名	内容	その後の対応
21年 4月	都道府県ブロック 会議	高齢者医療制度の見直しの検討	現行の後期高齢者医療制度の改善等に反映
21年 6～7月	都道府県ブロック 会議	市町村国保の財政基盤強化策の見直しについて	市町村国保の厳しい財政状況を踏まえ、平成25年まで、財政支援措置を延長
22年 1月	都道府県ブロック 会議	新たな高齢者医療制度の検討	現行の後期高齢者医療制度の改善等に反映
22年 2月	全国国民健康保険 主管課(部)長会議	新たな高齢者医療制度の検討、 現行制度の改善策等について	現行の後期高齢者医療制度の改善等に反映

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

検討中です。なお、医療費の自然増があると見込まれ、これに応じた国庫負担の増額等が必要と考えています。

(2) 税制改正要望について

検討中です。

(3) 機構・定員について

検討中です。

(4) 指標の見直しについて

今回の評価を踏まえ指標を今後に見直す予定は、特にありません。

なお、評価をよりわかりやすくするために、今回から、以下の指標の追加等を行っています。

- I 市町村国保・国保組合の数値を合わせていたものについて、市町村国保と国保組合別個の値を記載。

- II 全国健康保険協会の数値についても記載。
- III レセプトの電子化率について、医科診療所、医科病院、歯科、調剤薬局の内訳を記載。

8. 有識者の知見の活用について

本評価書は、原案を平成22年7月14日開催の医療保険部会において委員の方にご覧いただき、その際にいただいたご指摘等を踏まえて作成します。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（I-10-1）

別表1-1 「医療保険給付に必要な経費」（事業評価シート）

別表2-1 「特別調整交付金（普通調整交付金減額解除分）」（事業評価シート）

政策評価体系上の位置付、通し番号 I-10-1 (①)

事業評価シート

予算事業名		医療保険給付に必要な経費		事業開始年度		大正15年度		
担当部局・課室名 作成責任者		保険局総務課、国民健康保険課、保険課、高齢者医療課						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		健康保険法第（153条、154条）、国民健康保険法（70条、72条）、高齢者の医療の確保に関する法律（93条、95条）等						
関係する通知、計画等								
予算体系		(項)医療保険給付諸費 (大事項)医療保険給付等に必要な経費 (目)						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： <input checked="" type="checkbox"/> 補助金（直接・間接）（補助先： 実施主体： <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： <input type="checkbox"/> その他（						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 （官庁OB/役員数）	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 （何のために）	全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）、国民健康保険及び後期高齢者医療等の健全な運営を図るため、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき医療保険給付費等に要する費用の一部を負担						
	対象 （誰/何を対象に）	協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療等の保険者である全国健康保険協会、市町村、国保組合及び後期高齢者医療広域連合。						
	事業/制度内容 （手段、手法など）	協会けんぽ、国民健康保険及び後期高齢者医療等の保険者である全国健康保険協会、市町村、国保組合及び後期高齢者医療広域連合に対し、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づく割合の国庫負担額を交付。						
コスト	事業費		平成21年度決算見込額		人件費			
	7,848,688 百万円				職員構成	概算人件費 （平均給与×従事 職員数）	従事職員数	
	人件費		0 百万円		}	担当正職員	千円 人	
	総計		7,848,688 百万円			臨時職員他	千円 人	
予算額推移等 （財源内訳/ 単位百万円）	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	6,514,310 百万円						
	H19(決算上の不用額)	85 百万円						
	H20(決算額)	7,112,764 百万円						
	H20(決算上の不用額)	0 百万円						
	H21(予算(補正込))	7,849,023 百万円						
	H21(決算見込)	7,848,688 百万円						
H22(予算)	8,072,046 百万円							
平成22年度 予算（案） （補助金の場合は負担 割合等も）	全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金、後期高齢者医療給付費等負担金、後期高齢者医療財政調整交付金 等							

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-10-1 (①)				
事業評価シート						
予算事業名	医療保険給付に必要な経費		事業開始年度	大正15年度		
担当部局・課室名 作成責任者	保険局総務課、国民健康保険課、保険課、高齢者医療課					
事業/制度の 必要性	国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとするためには、財政基盤の脆弱な医療保険制度に対する助成措置は不可欠である。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	特になし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	国民健康保険及び後期高齢者医療制度等においては、各法に基づく自治体の財政負担が規定されている。					
アウトプット	活動実績	【指標】（交付額）	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		全国健康保険協会（H20.10～）	百万円	—	543,929	949,804
		国保（市町村、組合）	百万円	3,311,289	3,116,561	3,243,490
		後期高齢者広域連合	百万円	—	3,089,198	3,638,074
	老人保健（市町村）	百万円	3,203,020	363,076	17,319	
予算執行率		%	100	100	100	
アウトカム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		協会けんぽ（単年度収支差）	億円	▲1,352	▲2,538	—
		国保（黒字保険者／全保険者）	保険者	1,777/1,969	1,111/1,953	—
		後期高齢者広域連合（黒字保険者／全保険者）	保険者	—	47/47	—
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）	毎年度、医療費は約1兆円増加しており、法定国庫負担を投入しても、保険財政は全体として厳しい状況が続いており、引き続き適切な国庫負担が必要。					
今後の 方向性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	医療費国庫負担は、法律に定められた割合で補助する必要があるため、医療費の増に伴い国庫負担も増額するが、一方で赤字保険者が増加している実態を踏まえると、更なる医療費適正化事業の検討が必要。				
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）	<p>（見直しの上） <input type="checkbox"/> 増額 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 減額</p> <p>（医療費の自然増があると見込まれ、国庫負担等の増額が必要）</p> <p>（見直しをせず） <input type="checkbox"/> 現状維持</p>				
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）	諸外国の医療保険制度（又はそれに相当する制度）については、社会保険方式をとる国（独、仏）、税中心の国（英）など国によって様々であり、国庫負担を含めた財源構成についても、国によって異なっている。					
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等）	<ul style="list-style-type: none"> 医療の危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現するため、平成22年度において診療報酬改定（配分の見直しや後発品の使用促進を図りつつ、ネットプラス改定。）を行った。 協会けんぽの急激な収支悪化状況等に鑑み、H22年度から3か年の措置として国庫補助率の引上げ（13%→16.4%）等を行った。 					

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-10-1-(2)						
事業評価シート								
予算事業名		特別調整交付金（普通調整交付金減額解除分）			事業開始年度		昭和60年度	
担当部局・課室名 作成責任者		保険局国民健康保険課（国民健康保険課長 伊藤 善典）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第11号						
関係する通知、計画等		平成21年11月9日保国発1109第1号 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知						
予算体系		(項) 医療保険給付諸費 (大事項) (目) 国民健康保険財政調整交付金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先：）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> 間接〕（補助先：市町村 実施主体：市町村）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	国民健康保険料（税）の収納率の向上						
	対象 (誰/何を対象に)	収納率向上対策に積極的に取り組んでいる保険者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	次の条件をすべて満たす保険者に対し、20年度普通調整交付金減額額の1/2を交付する。 ① 収納率により20年度の普通調整交付金が減額されていること。 ② 20年度又は22年1月31日現在の現年度収納率が19年度と比較し、一定以上向上していること。 ③ 22年1月31日現在の現年度収納率が21年1月31日現在の現年度収納率を上回っていること。 ④ 遡及適用・賦課を保険料は2年、保険税は3年として20年度当初から実施していること。 ⑤ 21年度において被保険者資格証明書の交付を実施していること。						
コスト	平成21年度決算見込額			人件費				
	事業費	4,228 百万円		職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	百万円			担当正職員	千円	人	
	総計	百万円			臨時職員他	千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	5,994						
	H19(決算上の不用額)							
	H20(決算額)	4,404						
	H20(決算上の不用額)							
	H21(予算(補正込))							
	H21(決算額)	4,228						
H22(予算)								
平成22年度 予算(案) (補助金の場合は負担 割合等も)	当事業は(目)国民健康保険財政調整交付金のうち、特別調整交付金の交付基準の一つとして定めており、交付基準ごとの予算計上は行っていない。							

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-10-1-(2)				
事業評価シート						
予算事業名		特別調整交付金（普通調整交付金減額解除分）		事業開始年度	昭和60年度	
担当部局・課室名 作成責任者		保険局国民健康保険課（国民健康保険課長 伊藤 善典）				
事業/制度の 必要性		国民健康保険の安定的な運営のためには、保険料収納率向上は重要な意義をもっており、保険者の 収納努力を促すため、特別調整交付金による措置は必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担						
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		交付保険者数	保険者	167	102	127
	予算執行率		%			
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		市町村国保・国保組合における保険料（税）の収 納率	%	91.54 【100.1】	89.84 【98.1】	集計中
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		特別調整交付金（普通調整交付金減額解除分）は21年度において127保険者に交付されており、前年 度基準以下であった保険者における国民健康保険の収納率向上に寄与している。				
今 後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局長)	対象となるのは前年度収納率が基準以下であったことを理由に減額を受けた保険者であり、より一層 積極的な収納率向上対策を促すためにも継続して実施していくことが必要だと考えている。 ただし、22年度より広域化等支援方針を策定した都道府県については、収納率による普通調整交付金 の減額を行わないこととしたため、今後全ての都道府県が策定した時点で、この特別調整交付金は廃止 することとなる。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局長)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)						

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載